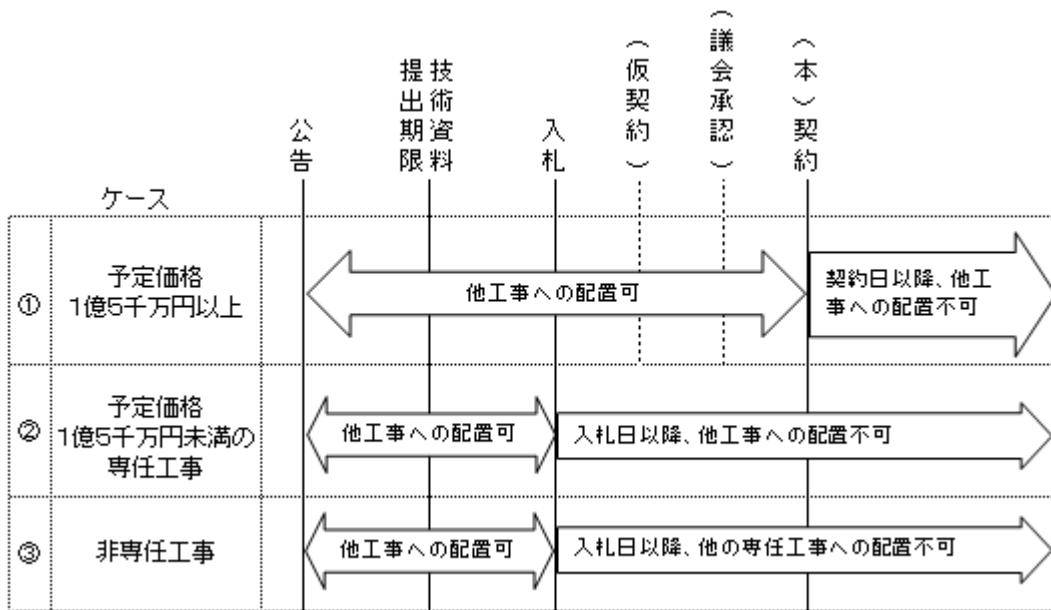


配置技術者等の運用について

平成23年11月15日 鳥取市

1. 配置予定技術者の他工事への配置状況の確認について

公募型指名競争入札や制限付一般競争入札において、入札参加希望者が配置予定とした主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）が、技術資料確認時に他工事へ配置されていることが確認された場合は、下図に基づき入札参加資格の有無を判断します。なお、当該入札への参加資格付与以降に、配置予定技術者が下図で配置不可とされている日以降も他工事へ配置されていることが確認された場合は、当該者の入札参加資格を無効とします。



2. 配置技術者等の工期途中での交代について

(1) 現場代理人の場合

主任技術者及び監理技術者、鳥取市低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成15年3月28日制定）の3（1）に規定する追加技術者（以下「監理技術者等」という。）を現場代理人が兼務していない場合、当該現場代理人の交代については理由の如何を問わず承認することとします。ただし、後任の現場代理人は当該工事を請け負った建設業者（以下「請負者」という。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点でなければなりません。また、前任者・後任者と監督員が十分協議を行うことで、工事の継続性を阻害しないよう配慮する必要があります。

(2) 監理技術者等の場合

監理技術者等の工期途中での交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者制度運用マニュアル二二（４）のとおりです。したがって、会社都合による転勤や他工事への配置等の交代理由は、上記に該当するものとはいえないため、監理技術者等の交代は認められませんのでご注意ください。

なお、変更にあたっては以下の表に示す事例毎にその変更理由を確認できる書類を提出してください。

また、変更に関する書類の提出先は検査契約課としますが、変更について事前に監督員と請負者間で協議が整っていないものについては受理しませんのでご注意ください。

<例外的に監理技術者等の変更を認める主な事例と確認書類>

No	事例	確認書類
1	監理技術者等の死亡	①主任技術者等変更通知書(規則様式第6号) ②主任技術者等変更理由書(参考様式) 検査契約課において入札参加資格変更届で変更の事実を確認。 ③後任者の在籍証明及び資格証明
2	監理技術者等の退職	No.1と同じ。
3	監理技術者等としての職務を遂行できない病気等	①主任技術者等変更通知書(規則様式第6号) ②主任技術者等変更理由書(参考様式) ③後任者の在籍証明及び資格証明 ④該当者の病状が確認できる診断書等
4	会社都合ではない転勤(人道上やむを得ないものに限る)	①主任技術者等変更通知書(規則様式第6号) ②主任技術者等変更理由書(参考様式) 単なる請負者の都合による転勤ではなく、該当技術者本人の人道上やむを得ない理由(家族の世話等)が確認出来る場合に限る。 ③後任者の在籍証明及び資格証明

※請負者は監督員と協議のうえ、上記の確認書類を検査契約課へ2部提出。

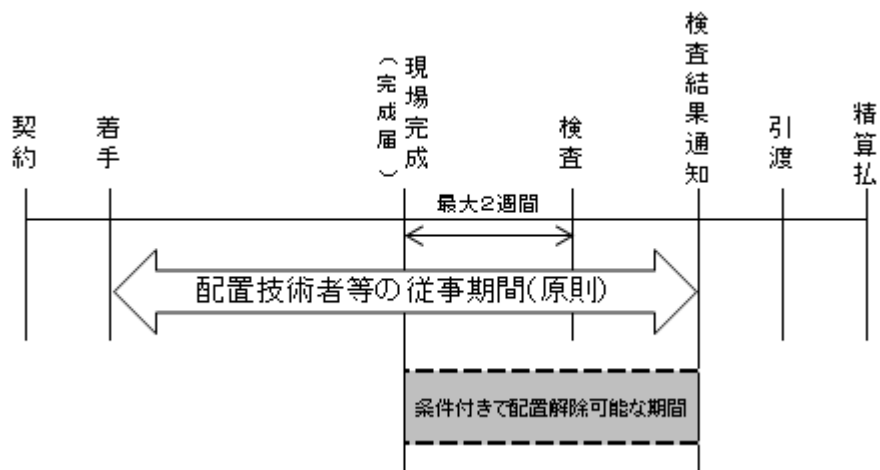
※No.1,2の場合、請負者は別に入札参加資格変更届を検査契約課へ提出して下さい。

3. 専任の監理技術者等の他工事への配置の承諾について

鳥取県制定「建設工事における配置技術者等の適正な運用について」(以下「県運用」という。)によれば、配置技術者等の従事期間は、着手日から完成検査が終了する日までとする一方、完成検査の終了前に請負者から専任の監理技術者等を他工事へ配置転

換したい旨の協議を受けた場合の承諾の条件は、配置工事が実質完成し、当該配置工事の発注者が現場及び工事資料を確認し問題がないと判断した場合とされています（県運用「8 技術者等の配置期間」参照）。この場合、本市において上記の発注者とは工事担当課長とします。

なお、専任の監理技術者等の配置が解除されても、当該者の検査当日の立会が必要であることに変わりはありませんのでご注意ください。



(参考様式)

主任技術者等変更理由書

平成 年 月 日

鳥取市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

【工 事 名】

【変更理由】

※主任技術者等変更通知書に添付して提出すること。